

VI 支給要否決定にあたって審査会が付する意見

審査会は、市町村が作成した支給決定案が当該市町村の支給基準と乖離するような場合、市町村から求めを受けて審査会としての意見を述べることになっています。

VII 市町村審査会の報告

- 市町村審査会は、「障害程度区分の審査判定の結果」「支給要否決定にあたって審査会が付する意見」を市町村審査会事務局に報告します。
- 記録の保存について
審査判定に用いた記録の保存方法等については、必要に応じて各市町村ごとに、その取り扱いを定めることとしています。

Ⅷ 資料集

○ 警告コード

警告コード

コードNo.	説明
01	「寝返り」が「3. できない」にもかかわらず、「洗身」が「1. 自立」
02	「起き上がり」が「3. できない」にもかかわらず、「立ち上がり」が「1. できる」
03	「起き上がり」が「3. できない」にもかかわらず、「洗身」が「1. 自立」
04	「座位保持」が「3. 支えが必要」にもかかわらず、「片足での立位」が「1. できる」
05	「座位保持」が「4. できない」にもかかわらず、「両足での立位」が「1. できる」
06	「座位保持」が「4. できない」にもかかわらず、「歩行」が「1. できる」
07	「座位保持」が「4. できない」にもかかわらず、「立ち上がり」が「1. できる」
08	「座位保持」が「4. できない」にもかかわらず、「片足での立位」が「1. できる」
09	「座位保持」が「4. できない」にもかかわらず、「洗身」が「1. 自立」
10	「両足での立位」が「3. できない」にもかかわらず、「歩行」が「1. できる」
11	「両足での立位」が「3. できない」にもかかわらず、「立ち上がり」が「1. できる」
12	「両足での立位」が「3. できない」にもかかわらず、「片足での立位」が「1. できる」
13	「歩行」が「1. できる」にもかかわらず、「移乗」が「4. 全介助」
14	「歩行」が「3. できない」にもかかわらず、「片足での立位」が「1. できる」
15	「移乗」が「4. 全介助」にもかかわらず、「片足での立位」が「1. できる」
16	「立ち上がり」が「3. できない」にもかかわらず、「片足での立位」が「1. できる」
17	「洗身」が「1. 自立」にもかかわらず、「異食行動」が「3. ある」
18	「じょくそう」が「1. ない」にもかかわらず、特別な医療の「じょくそうの処置」が「2. ある」
19	「じょくそう」が「2. ある」にもかかわらず、「常時の徘徊」が「3. ある」
20	「えん下」が「3. できない」にもかかわらず、「食事摂取」が「1. 自立」
21	「えん下」が「3. できない」にもかかわらず、「薬の内服」が「1. 自立」
22	「つめ切り」が「1. 自立」にもかかわらず、「物や衣類を壊す」が「3. ある」
23	「つめ切り」が「1. 自立」にもかかわらず、「異食行動」が「3. ある」
24	「薬の内服」が「1. 自立」にもかかわらず、「物や衣類を壊す」が「3. ある」
25	「薬の内服」が「1. 自立」にもかかわらず、「不潔行為」が「3. ある」
26	「薬の内服」が「1. 自立」にもかかわらず、「異食行動」が「3. ある」
27	「金銭の管理」が「1. 自立」にもかかわらず、「常時の徘徊」が「3. ある」
28	「金銭の管理」が「1. 自立」にもかかわらず、「一人で出たがる」が「3. ある」
29	「金銭の管理」が「1. 自立」にもかかわらず、「収集癖」が「3. ある」
30	「金銭の管理」が「1. 自立」にもかかわらず、「物や衣類を壊す」が「3. ある」
31	「金銭の管理」が「1. 自立」にもかかわらず、「不潔行為」が「3. ある」
32	「金銭の管理」が「1. 自立」にもかかわらず、「異食行動」が「3. ある」
33	「視力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「意思の伝達」が「1. できる」
34	「視力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「指示への反応」が「1. 通じる」
35	「聴力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「意思の伝達」が「1. できる」
36	「聴力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「指示への反応」が「1. 通じる」
37	「視力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、第6群:6-5(記憶・理解について)の6項目がいずれも「1. できる」

コードNo.	説明
38	「聴力」が「5.判断不能」にもかかわらず、第6群:6-5(記憶・理解について)の6項目がいずれも「1.できる」
39	「聴力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「電話の利用」が「1.自立」
40	「異食行動」が「3.ある」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1.できる」
41	「聴力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1.できる」
42	「視力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1.できる」
43	「聴力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「飲水」が「1.自立」
44	「視力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「電話の利用」が「1.自立」
45	「聴力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「排便」が「1.自立」
46	「意思の伝達」が「4.できない」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1.できる」
47	「聴力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「排尿」が「1.自立」
48	「聴力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「移動」が「1.自立」
49	「物や衣類を壊す」が「3.ある」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1.できる」
50	「意思の伝達」が「4.できない」にもかかわらず、「電話の利用」が「1.自立」
51	「片足での立位」が「1.できる」にもかかわらず、「飲水」が「4.全介助」
52	「異食行動」が「3.ある」にもかかわらず、「電話の利用」が「1.自立」
53	「指示への反応」が「3.通じない」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1.できる」
54	「自分の名前をいう」が「2.できない」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1.できる」
55	「視力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「排便」が「1.自立」
56	「視力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「排尿」が「1.自立」
57	「洗身」が「1.自立」にもかかわらず、「飲水」が「4.全介助」
58	「視力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「飲水」が「1.自立」
59	「自分の名前をいう」が「2.できない」にもかかわらず、「電話の利用」が「1.自立」
60	「火の不始末」が「3.ある」にもかかわらず、「飲水」が「4.全介助」
61	「視力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「移動」が「1.自立」
62	「物や衣類を壊す」が「3.ある」にもかかわらず、「電話の利用」が「1.自立」